



環境リスクPress

アスベスト関連ニュース

2017年3月

建設石綿集団訴訟、国に賠償命令

建設現場のアスベスト被害をめぐり、全国6地裁で争われた集団訴訟で最後の判決。国の責任を認めた判決は5件目(東京、福岡、大阪、京都)となった。メーカーの責任を認めた判決もあり、各地の高裁で訴訟が続いている。北海道の建設現場で建材に含まれるアスベスト(石綿)を吸い込み、肺がんや中皮腫を発症したとして、元建設労働者や遺族計33人が国とクボタなど建材メーカー41社に計9億6250万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が14日、札幌地裁であった。内野俊夫裁判長は「国は1980年までに防じんマスクの使用を雇用主に通達しなければならなかった」と判断し、国に1億7600万円の賠償を命じた。建材メーカーの責任は否定した。原告側は控訴する方針。

土壌汚染対策の基礎知識

土壌汚染対策後の土地活用

《直接摂取によるリスクの観点から必要な措置とその後の土地利用》
指定基準のうち土壌含有量基準を超える指定区域の措置は、以下のいずれか又はこれらの措置を組み合わせるものとされています。

措置	土地の利用など
立ち入り禁止	当面土地を利用しない
舗装	全面舗装型の道路、商用地など 駐車場、
盛土	戸建て住宅、マンション、公園、運動場など
土壌入れ換え	措置の管理に支障のない限り、上部利用に制限はない
原位置封じ込め	
土壌汚染の除去(浄化)	掘削除去
	原位置浄化
措置後はあらゆる土地利用が可能	

《地下水等の摂取によるリスクの観点から必要な措置とその後の土地利用》
指定基準のうち土壌溶出量基準を超える指定区域については、まず、指定区域内において、地下水の水質のモニタリングを行い、水質汚濁防止法の地下水の浄化基準を超過した際には、次に掲げる措置のいずれか又はこれらの措置を組み合わせるものとされています。

対策(措置)	土地の利用など
原位置不溶化(重金属等のみ)	舗装した場合は、道路、商用地、駐車場など 盛土した場合は、戸建て住宅、マンション、公園、運動場など
不溶化埋め戻し(重金属等のみ)	
原位置封じ込め	措置の管理に支障のない限り、上部利用に制限はない
遮水工封じ込め	
遮断工封じ込め	
土壌汚染の除去(浄化)	掘削除去
	原位置浄化
措置後はあらゆる土地利用が可能	

廃掃法の改正

平成29年3月10日 廃棄物処理法の改正について閣議決定をされました。ポイントを以下に纏めます

- (1) 許可を取り消された者等に対する措置の強化
改善命令、措置命令の対象とする
- (2) マニフェスト虚偽記載への罰則強化
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (3) 特管年間50トン以上を排出する事業者電子マニフェスト義務化
- (4) 雑品スクラップ等について保管・処分について届出義務
処理基準の遵守
- (5) 親子会社による一体的処理の特例(自ら処理拡大)
都道府県知事認定により、業許可不要。排出事業者責任共有

